

7条検査の適期実施のための管理システム

一般財団法人 福岡県浄化槽協会
野上 裕文

1 はじめに

浄化槽法に基づく検査を行う指定検査機関として、コンプライアンス（法令遵守）は重要であり、特に7条検査の適期（使用開始後3月を経過した日から5月の間）実施を徹底する必要がある。

現在、当協会では、浄化槽の設置を予定している浄化槽管理者に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及・啓発と7条検査適期実施の推進を目的としたダイレクトメールを送付し、返信ハガキにおいて使用開始日の確認を行っている。

また、使用開始日からの経過時期や検査保留情報を検査員及び管理職である課長（以下「管理職」という。）が的確に把握できるように、従来の電算システムを一部改善（平成23年12月より運用開始）するとともに、7条検査適期実施のための事務取扱マニュアル（以下「適期実施マニュアル」という。）を策定し、7条検査の適期の実施に努めているところである。

今回は、当協会における7条検査の適期実施に関する管理システムの概要を紹介する。

2 7条検査ダイレクトメール事業について

平成20年度から、「7条検査ダイレクトメール事業」として浄化槽設置届を提出した浄化槽設置予定の浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な使用等に関するパンフレットを送付している。

また、7条検査の適期実施を進めるうえで使用開始を把握することは重要であることから、当協会独自に使用開始日を把握するための使用開始連絡票（返信ハガキ）を同封している。使用開始の届出（以下「使用開始報告書」という。）については、県の細則に定めてあり重複することとなるが、県への使用開始報告書の提出が徹底されていないこともあり、県の担当部局と協議し実施している。

なお、本事業開始前の平成19年度検査依頼数（4,806件）の使用開始報告書による使用開始の把握は約57%であったが、平成23年度のダイレクトメール発送数約3,800件に対する使用開始連絡票の返信率は約50%あり、使用開始報告書と併せると使用開始物件の把握は約85%となっている。

3 検査の実施体制と7条検査に係わる情報の流れ

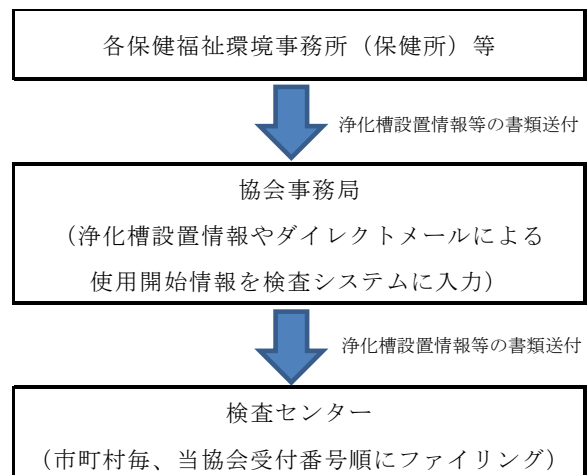
当協会は、福岡県のうち、北九州市及び大牟田市を除く全地域の浄化槽法第7条及び11条に基づく検査を3つの検査センターで実施している。7条検査に係わる情報の流れを図-1に示す。各保健福祉環境事務所（保健所）等から送付される浄化槽設置情報

等の書類（7条検査依頼書、使用開始報告書、変更届出書等）やダイレクトメールによる浄化槽管理者からの使用開始情報は事務局が受け、法定検査を管理するシステム（以下「検査システム」という。）に入力する。その後、浄化槽設置情報等の書類は管轄の検査センターへ順次送付され、検査センターにおいて市町村毎、当協会受付番号順にファイリングを行う。

一方、11条検査に係わる情報の流れは、維持管理業者により事務代行された

11条検査依頼情報も事務局が受け、

検査システムに入力する。各検査員は、事務局から送付された書類や検査システムに入力された情報をもとに検査計画を立て、担当する地域の検査を実施している。



図－1 7条検査に係わる情報の流れ

4 使用開始情報源の種類と情報の優先順位

使用開始情報の検査システムへの反映の優先順位は、浄化槽管理者が使用開始直後に使用開始日を記入し返信していることから、使用開始連絡票を最優先としている。以下に、使用開始情報源の種類と検査システム反映の優先順位を示す。

- (1) 順位1 使用開始連絡票に記載されている使用開始年月日
- (2) 順位2 使用開始報告書に記載されている使用開始年月日
- (3) 順位3 浄化槽設置届出事項変更届出書に記載されている使用開始予定年月日
- (4) 順位4 7条検査依頼書に記載されている使用開始予定年月日

5 一部改善した7条検査に関する検査システムの紹介

(1) 7条検査予定日入力画面

7条検査を実施するにあたって、事務局で入力した7条検査依頼物件を検査員が予め担当設定を行い、担当検査員毎に表示される7条検査予定日入力画面から検査計画を立て、自ら検査案内ハガキを印刷し発送している。検査員が普段よく確認するこの画面に、事務局で入力した使用開始情報や、検査員が入力する検査保留情報等が表示される。

なお、この画面の表示は、設置場所順・検査予定日順・協会 No 順・使用開始予定日順に並び替えが可能となっており、使用開始予定日順（7条保留物件、使用開始経過時期7ヶ月以上、同時期5ヶ月～6ヶ月、同時期3ヶ月～4ヶ月、同時期3ヶ月未満の区分順に表示される）に表示した7条検査予定日入力画面を図－2に示す。

1) 使用開始経過時期の明確化

視覚的に注意喚起を促す工夫として、使用開始経過時期を3つに区分し、色分けを行い、使用開始日からの経過時期を明確にした。

使用開始予定日欄図－2の①に表示される区分毎の背景色は以下のとおり

である。

- A 使用開始日から3～4ヶ月の時期は青色
- B 使用開始日から5～6ヶ月の時期は黄色
- C 使用開始日から7ヶ月以上の時期は赤色

なお、適期実施マニュアルには使用開始日からの経過日数が大きいものを優先に検査を実施することを規定している。

2) 7条保留情報の明確化

保留物件の存在を明確にする工夫として、7条保留情報をこの画面に追加し、検査保留の主な理由（未建築、未設置、未接続、未使用等）や保留情報の次回確認期限日を明確にした。（図-2の②）

また、視覚的に注意喚起を促す工夫として、保留情報の次回確認期限日（前回確認日から6ヶ月を期限）を超過した場合は、次回確認期限日の日付を赤色で表示するようにしている。

行	協会No	設置者名	設置場所	人権	検査員	検査結果入力	使用開始予定日	使用届出	D	M	入本	7条保留情報		11条検査実施日	検査予定日	はがき種類	はがき	検査票	選択	現報
												主な理由	次回確認期限日							
1	15-20-000418	福岡〇〇郎	△△町	5	006							未納	未建築	24/08/27			済	済		○
2	16-21-000522			35	006								未建築	24/09/15			済	済		
3	16-22-000172			7	006								未設置	24/11/25			済	済		
4	16-23-000014	筑後〇〇夫	△△町	5	006							未使用	24/09/26			済	済			
5	16-23-000251			7	006								未建築	24/08/27			済	済		
6	16-23-000927			35	006			24/01/10							24/06/00					
7	16-23-000774			21	006			24/03/10							24/08/00	事務所				
8	16-23-000776			7	006			24/03/19	○	○					24/08/00					
9	16-23-001116			7	006			24/03/20	○	○					24/08/00					
10	16-23-000640			7	006			24/03/21	○	○					24/08/00					
11	16-23-001127			5	006			24/03/23	○	○					24/08/00					
12	16-23-000901	35	006			24/03/25		○					24/08/00							
13	16-23-000919	21	006			24/03/25							24/08/00							
14	16-23-000658	5	006			24/03/26		○					24/08/00	事務所						
15	16-23-001024	5	006			24/03/26	○	○					24/08/00							
16	16-23-000775	7	006			24/04/01							24/09/00							
17	16-23-001129	10	006			24/04/01	○	○					24/09/00							
18	16-23-001038	14	006			24/04/15							24/09/00							
19	16-23-001016	7	006			24/04/20		○					24/09/00							
20	16-23-001207	5	006			24/05/01	○	○					24/10/00							
21	16-24-000014	7	006			24/05/15	○	○					24/10/00							
22	16-23-001142	7	006			24/05/20	○	○					24/10/00							
23	16-23-001305	7	006			24/05/25		○					24/10/00							
24	16-24-000002	5	006			24/05/25	○	○					24/10/00							

図-2 7条検査予定日入力画面

(2) 7条保留情報入力画面と7条検査未検査一覧表

7条保留情報入力画面図-3は、入力作業の効率性の観点から検査システムのメニュー項目に加え、7条検査予定日入力画面の7条保留情報入力ボタン図-2の③からも表示できるようにした。また、保留の主な理由をリスト表示により容易に選択できるようにした。入力された保留情報（保留の主な理由、確認日、次回確認期

限日等)は、7条検査予定日入力画面の他、管理職が7条検査の進捗状況を把握するための7条検査未実施一覧表(図-4)に反映される。

なお、管理職は、検査システムの改善前は、事務局から1ヶ月に1回發送される7条検査未実施一覧表(当時は、7条保留情報記載無し、7条検査依頼書等に記載されている使用開始予定日の情報は、予定日扱いとしていたことから使用開始時期の判定「A・B・C」表示を行っていなかった)をもとに進捗状況を確認し、各検査員に保留情報等を確認した上で、必要な指示を行っていた為、保留情報に関する聞き取りや、使用開始時期の判定表示の無い一部の使用開始情報源の状況把握に手間が掛かっていた。

検査システム改善の結果、検査センターの管理職がこの一覧表を適宜チェックできる管理環境へ変更している。

図-3 7条保留情報入力画面

■ ■ ■ 7条検査未検査一覧表 ■ ■ ■ ☆ ○○ 検査センター ☆

PAGE : 44

使用開始時期の判定 A: 3~4ヶ月 / B: 5~6ヶ月 / C: 7ヶ月~

DATE : 24/08/11

届: 使用開始届の提出有 / DM(ダイレクトメール): 使用開始連絡票の返信有

市町村	協会番号	入金	設置者名	人槽	使用開始予定日	届	DM	時期判定	7条保留情報 主な理由	次回確認期限日	確認期限
〇〇町	15-20-000419	請求		5					未建築(浄化槽無)	24/08/27	
〇〇町	16-21-000522			35					未建築(浄化槽無)	24/09/15	
〇〇町	16-22-000172		福岡〇〇郎	7					未設置(建築有)	24/11/25	
〇〇町	16-23-000014			5					未使用(建築・浄化槽有)	24/09/26	
〇〇町	16-23-000251			7					未建築(浄化槽無)	24/08/27	
〇〇町	16-23-000292			21	24/02/29			B			
〇〇町	16-23-000640			7	24/03/21	〇		A			
〇〇町	16-23-000658			5	24/03/26		〇	A			
〇〇町	16-23-000661			18	24/03/01			B			
〇〇町	16-23-000768			20	24/03/15	〇		A			
〇〇町	16-23-000774			21	24/03/10			B			
〇〇町	16-23-000775			7	24/04/01			A			
〇〇町	16-23-000776			7	24/03/19	〇	〇	A			
〇〇町	16-23-000901			35	24/03/25		〇	A			
〇〇町	16-23-000909			7	24/02/11	〇		B			
〇〇町	16-23-000919			21	24/03/25			A			
〇〇町	16-23-000927		筑後〇〇夫	35	24/01/10			C			

図-4 7条検査未検査一覧表 (管理職確認用)

(3) 7条検査計画資料画面

新規に作成した7条検査計画資料(図-5)から、検査保留物件を除いた検査実施可能数(使用開始日から3ヶ月以上経過している全て)、使用開始日から5ヶ月以上経過数が担当検査員毎、地域毎に確認できるようになっている。

また、検査員毎の7条検査実績を確認できるよう当年度の実施数を併せて表示している。検査員及び管理職は、この資料から各担当者や各地域の進捗状況を的確に

確認することができる。

◆◆◆ 7条検査計画資料 ◆◆◆

DATE: 24-8-11 10:55 現在

○○検査センター ■使用開始時期の判定 A: 3~4ヶ月 / B: 5~6ヶ月 / C: 7ヶ月~

■データ : 検査保留登録物件除く
 ■検査実施可能数 : 使用開始予定日から3ヶ月以上A、B、C
 ■5ヶ月以上経過数: 使用開始時期判定がB、C

市町村	検査センター																													検査実施可能数	5ヶ月以上経過数	当年検査実施数																				
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市				市	市	市																	
○○○○	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	15	11	○○														
○○○○	0	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0	0	21	1	○○												
○○○○	66	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	5	31	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	8	○○											
○○○○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	10	○○											
○○○○	0	0	53	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	10	○○										
○○○○	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	52	32	2	○○								
○○○○	0	0	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	2	70	1	1	0	0	0	0	0	69	20	○○					
○○○○	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	12	○○						
○○○○	0	0	0	0	107	0	0	0	2	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	3	○○					
検査実施可能数	21	21	10	50	21	13	4	5	0	0	0	0	0	0	6	10	1	0	22	40	24	3	0	10	15	1	0	16	11	23	10	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	348	77	○○			
5ヶ月以上経過数	4	2	4	15	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	10	1	6	2	0	1	3	0	0	4	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77				
担当者未設定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

図-5 7条検査計画資料

6 適期実施マニュアルに規定した様式

検査システムの一部改善に併せ、7条検査を適期に実施することを目的とし、7条検査に関する管理方法及び事務の取扱方法等について定めたマニュアルを策定し、業務の標準化を図っている。このマニュアルに規定している各種様式は以下のとおりである。

(1) 7条検査設置状況把握票(表-1の※1)

使用開始が確認できない物件については、設置や使用状況等(確認日、確認方法、誰に確認したか、現場の状況等)を記録する7条検査設置状況把握票を7条検査依頼書に添付することとしている。この票は、保留物件の識別や保留情報の確認履歴として役立っている。

(2) 7条検査遅延実施報告書(表-1の※2)

検査結果書の検査日の表記が使用開始日から8ヶ月を経過した日付となった場合、検査センターの管理職は7条検査遅延実施報告書を作成し、遅延の詳細を検査部長に報告することとしている。この報告書の存在は、検査員及び管理職に緊張感が働き適期外検査の抑制につながると考えている。

7 7条検査の管理内容の従来業務との比較と改善効果

従来業務と比較した7条検査の管理内容を新旧一覧表-1に整理し、検査員と管理職のそれぞれの視点からみた考えられる改善効果を以下に示した。

(1) 検査員の視点

検査員が普段よく確認する画面に保留情報や使用開始経過レベルを明確にしたことで、保留物件の放置防止や適期検査を行う上での注意喚起が図られる。

(2) 管理職の視点

7条検査の進捗状況を把握するための一覧表に保留情報を追加したことにより、保留物件の把握が容易となった。また、使用開始情報源全てに使用開始時期の判定を行うことで、全ての使用開始経過レベルの把握が容易となった。そして、検査実

施可能数や使用開始から5ヶ月以上経過数を検査員毎、地域毎に明確にしたことで、進捗状況の把握が容易となり、検査員への適切かつ迅速な対応が可能となる。

(3) 検査員・管理職の視点

適期実施マニュアルに7条検査遅延実施報告書の提出を規定したことにより、適期検査を行う上での注意喚起が図られる。

表-1 7条検査の管理内容の新旧一覧

		改善前(旧)	改善後(新)
担当検査員	ファイリング 市町村毎、協会No順	浄化槽設置情報等の書類 ①7条検査使用開始情報 7条検査依頼書に使用開始連絡票等を添付 i 使用開始報告書 ii 使用開始連絡票 iii 変更届出書 ②7条保留情報(使用開始が確認できない場合) 7条検査依頼書に7条検査設置状況把握票※1を添付	①同左 ②同左
	検査計画	ファイリングしている7条検査依頼書及び使用開始連絡票等の使用開始情報を確認。 【書類ベースの確認】 ●問題点 特に検査依頼数の多い市町村は、ファイリングを協会No順としている性質上、原則、使用経過日数の大きいものからとしている検査の優先順位を見誤ってしまう恐れがある。	検査システムに表示される使用開始情報の確認に併せ、ファイリングしている7条検査依頼書及び使用開始連絡票等の使用開始情報を確認。 【検査システム・書類 両面からの確認】 ○改善点 7条検査予定日入力画面に使用開始経過時期を3つに区分、色分けを行い、使用開始からの経過時期を明確にし、視覚的に注意喚起を促す工夫をした。
	7条保留情報の確認	ファイリングしている7条保留情報の書類を適宜確認し、使用状況等の追跡調査を行う。 【書類ベースの確認】 ●問題点 次回確認期限を規定していなかったこともあり、次回確認日が前回確認日から1年以上経過することもあった。長期放置には適期外検査の危険性が潜んでいる。	検査システムに表示される7条保留情報の確認に併せ、ファイリングしている7条保留情報の書類を確認し、使用状況等の追跡調査を行う。 【検査システム・書類 両面からの確認】 ○改善点 7条検査予定日入力画面に7条保留情報を追加し、検査保留の主な理由や保留情報の次回確認期限日を明確にし、視覚的に注意喚起を促す工夫をした。
管理職	7条進捗状況の確認	事務局が1ヶ月に1回発送する7条検査未実施一覧表を活用し進捗状況を確認。 【事務局から発送される一覧表を定期確認】 ●問題点 7条検査未実施一覧表において、保留情報の記載や一部の使用開始情報源に対する使用開始時期の判定表示が無かった為、保留情報等の状況把握に手間が掛かっていた。また、事務局発送から管理職確認までのタイムラグの関係から、検査未実施と検査完了の情報の相違が生じることも少なくなかった。	検査システムの7条検査未実施一覧表や7条検査計画資料を活用し進捗状況をリアルタイムで確認。 【検査システムで各種資料適宜確認・印刷】 ○改善点 ①7条検査未実施一覧表の内容を変更した(7条保留情報の追加、使用開始情報源の全てに対し使用開始時期の判定を行うようにした。 ②7条検査計画資料を新規作成し、検査実施可能数(使用から3ヶ月以上経過している全て)、使用から5ヶ月以上経過数が担当検査員毎、地域毎に把握できるようにした。
	検査時期を逸脱して検査を行った場合の対応	個別に聞き取りを行い遅延理由を確認	7条検査遅延実施報告書の提出を規定した ※2

8 まとめ

検査システムの改善により7条検査の進捗状況を管理職、検査員の誰もが容易に確認できるようになった。このようないわゆる『見える化』を行うことで、管理職はもちろん、検査員も他の検査員の進捗状況を的確に把握できるようになり、適期実施に向けた指示を管理職が適切かつ迅速に行え、適期外検査の抑制につながっていると考えている。

また、適期実施マニュアルに「検査時期を逸脱して検査を実施した場合の報告」を規定したことにより緊張感が働き、一層の抑制につながるものと考えている。

今後も企業として、浄化槽法に係る指定検査機関として緊張感をもって、法定検査の適正な実施に努めていきたいと考えている。